

助け合い 生きる安心 社会保険

社|会|保|険 しまね

平成31年 3月号

No.820

Index

P2. 日本年金機構からのお知らせ

P3. 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4. 島根県社会保険協会からのお知らせ



浜田城山公園の桜(島根県浜田市)

浜田藩が開かれてから400年を迎える浜田市。かつての面影が今に残る浜田城跡は桜の名所となっています。

新任事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。
 なお、5月の説明会では島根労働局から年度更新事務についても説明します。

出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。

対象者 ① 新任担当の方 ② 新規加入事業所の方 ③ その他受講を希望される方

地区	開催日	時間	会場
松江	5月30日(木)	13:30~16:30	くにびきメッセ(601大会議室)*
出雲	5月22日(水)		出雲市民会館(301会議室)
浜田	5月24日(金)		浜田建設会館(大会議室)

*駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

健康保険・厚生年金の手続きについて

従業員を採用したとき

資格取得届

- ▶ 資格取得日 常時使用される人(※)を採用した日 ※「常時使用される人」とは、雇用契約書の有無等とは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるといふ使用関係が常用的であることをいいます。
- ▶ 提出期限 資格取得日から5日以内

従業員が転勤・退職したとき

資格喪失届

- ▶ 資格喪失日 転勤等の場合は異動した日、退職の場合は退職日の翌日が資格喪失年月日になります。
- ▶ 提出期限 資格喪失日から5日以内
- ▶ 健康保険被保険者証の返納
 資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください。(高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は併せて添付してください)。紛失等により返納できない場合は、回収不能届・滅失届とともに提出をお願いします。

被扶養者が就職したとき

被扶養者届

- ▶ 被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者(異動)届に該当者の保険証を添付して提出してください。また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が被扶養者として認められる基準に該当しなくなった場合にも被扶養者から除くことになるため同様に提出してください。

退職後、引き続いて再雇用したとき

60歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了により退職した後、1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しており被保険者の資格も継続するため、資格喪失届の提出は不要です。なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届又は算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

60歳以上の方

60歳以上の方が退職後に1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係が一旦中断したものとして「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更します。

留意事項

右記の①と②の両方、又は③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください(その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」も提出してください)。

- ① 就業規則、退職辞令の写し(退職日が確認できるものに限る)
- ② 雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことが分かるものに限る)
- ③ 「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主印が押印されているものに限る)

届書の送付先

郵送による届出は岡山広域事務センターへ ※郵送の場合は郵便番号と名称のみで届きます
 〒700-8501 岡山市北区新屋敷町1-1-18山陽新聞新屋敷ビル5階 日本年金機構 岡山広域事務センター

お問い合わせ先

- 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540
- 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045
- 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

平成31年3月分(4月納付分)からの保険料率をお知らせします

●健康保険料率は据え置きとなります



(注) ●健康保険料率は、都道府県ごとに設定されています。
●介護保険料率は、全国一律となります。

●介護保険料率は引上げとなります



●40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
●任意継続被保険者の方は、平成31年4月分(4月納付分)から変更になります。

●健康保険料率の決まり方と保険料負担軽減への取組み

- ① 健康保険料率は、支部(都道府県単位)の**医療費が反映**されています。
- ② 普段から自分の健康状態に関心を持ち、**病気の予防**に努めていきましょう。
- ③ 「**インセンティブ制度**」※の取組みにご協力ください。



※インセンティブ制度とは

健診受診、保健指導、ジェネリック医薬品使用等の皆様の取組みを評価して保険料率に反映させる制度です。

「健康保険」退職時のご注意!

退職されると、それまで勤務先を通じ交付されていた「健康保険証」は使えなくなります。

今回、よくお問い合わせのある退職時の「健康保険」に関する質問をご紹介します。ぜひご退職される方へお伝えください。



質問
1

退職のとき保険証はいつまで使えるの?



保険証が使えるのは退職日までです!

保険証が使えるのは退職日までです。もし、誤って保険証を使用すると、後日医療費をお返しいただくことになりますのでご注意ください! 無効となった保険証は扶養ご家族も含めて勤務先にご返却いただき、お早目に次の健康保険の加入手続きをお取りください。

回答
1



質問
2

退職後の健康保険はどうすればいいの?

退職後の保険の選択肢は3つ! ご自身で手続きが必要です!

退職等により健康保険の資格を失った場合、新たな健康保険への加入が必要となります。ただし、各制度は加入条件や毎月納める保険料額等に違いがありますので、比較検討のうえ期限内にお忘れのないよう加入手続きをお取りください。

回答
2



●各制度の概要

制度	①任意継続健康保険	②国民健康保険	③家族の扶養に入る
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市町村	ご家族の勤務先
加入条件	下記条件①②を満たす場合 ①退職日まで被保険者期間が継続して2か月以上あること ②退職の翌日から20日以内に申請書を提出すること	市町村の国民健康保険課にお問い合わせください	健康保険の扶養条件を満たしていること ※ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職された時の標準報酬月額によって決まります(上限あり)	保険料は、世帯人数や前年の所得等で決まります	扶養家族の方は原則として保険料がかかりません



質問
3

病気が心配…。退職後の健康診断はどうすればいいの?

健康診断は退職後ご加入の健康保険で受けられる場合があります。

健康診断は退職後ご加入の健康保険で受けられる場合があります。健康診断の手続き方法・内容は、加入制度(回答2参照)によって異なりますので、加入先にお問い合わせください。病気予防のためにも、退職後も年に1度必ず健診を受けましょう!



回答
3



適正受診のため、受診時は必ず保険証を提示しましょう。ご退職時、保険証が使えるのは退職日までです。

協会けんぽ島根支部ホームページ

協会けんぽ島根

検索

制度に関するお問い合わせ先

■協会けんぽ島根支部 TEL.0852-59-5139



2019年度会費納入のお願い

平成30年度の会費を納入いただきありがとうございました。おかげをもちまして、無事平成30年度の事業を実施することが出来ました。ご存じのように、当協会の事業に要する費用は、全て、年1回事業主の皆様方にご理解をいただき、納めていただきました社会保険協会費が唯一の財源でございます。

2019年度の会費納入のお願いは、この「社会保険しまね」3月号に同封させていただきましたので、引き続きご理解とご協力をいただき、会費の納入をよろしくお願いいたします。

また、「2019年度版社会保険の事務手続」の申込ハガキも同封しておりますので、ご希望の事業所の方は、期限までに必要事項を記入のうえ送付願います。



大田市大森町・大森代官所跡

ご報告

平成30年度「年金給付実務講座」が終了しました

この講座も、今年で4回目の開催となりました。

冬期の実務講座として皆様から好評をいただき、今年も、松江、出雲、浜田、益田の四会場で開催し、合計296名の方々に受講していただきました。

各会場とも申込締切り前に満席となり、特に出雲会場は募集開始から一週間で満席となるほどの大盛況でした。

今回のサブタイトルでもあります「60歳以後の年金額調整の仕組み」については、働きながらの年金受給や、雇用保険との調整について等々かなり難しい内容です。少しずつ仕組みを理解していただき、年金事務所やハローワークにご相談に行かれる従業員の皆様への説明の手助けになればと願っています。



お知らせ

平成30年度「社会保険実務初任者講座」が終了しました

くにびきメッセを会場に、1月16日、23日、30日の3日間に分けて開催し、26名の方が受講されました。

お知らせ

平成30年度の「冬期助成事業」は終了しました

平成30年度の冬期助成事業は、この2月末で終了いたしました。ご活用いただけましたでしょうか。

なお、平成30年度発行の「プール・ジム」の施設利用割引券については、6月末まで利用可能ですのでご活用願います。

お知らせ

一般財団法人 島根県社会保険協会は、平成31年3月1日に下記へ移転しました。

新住所 〒690-0843 松江市末次本町46 松江京店RGBビル401

電話:0852-27-5059 FAX:0852-27-5068 ※電話番号・FAX番号に変更はありません。



出雲市斐川町

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>

島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社|会|保|険|しまね

発行者／(一財)島根県社会保険協会

TEL.0852-27-5059

文書提供／松江・出雲・浜田年金事務所、
全国健康保険協会島根支部

2019.3.15発行

通巻820号

※次回の発行については2019年5月を予定しています。

島根県社会保険協会事業のご案内

当協会の事業運営につきましては、平素から格別のご支援ご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

今年度も、社会保険制度の趣旨の普及や事業所の健康保険・厚生年金保険の被保険者やそのご家族の福祉の増進を図ることを目的とし、さまざまな事業を行ってまいります。

スケジュールは裏面をご覧ください。

社会保険制度の趣旨普及事業

● 広報紙

「社会保険しまね」の発行

隔月に制度改正内容や事務手続きの記事を中心とした広報紙を作成し、会員事業所様にお送りします。



● 「社会保険の事務手続」等の配付

年間を通して社会保険事務の味方となっている「社会保険の事務手続」を、ご希望の会員事業所様へ配付しています。



● 各種研修会等の開催

2019年度の開催予定 ※会場等は調整中

- 社会保険事務初任者講座 [3時間 × 3回]
- 社会保険実務基礎講座 [毎月3時間 × 2回 × 5か月間]
- 年金給付実務講座 [3時間]
- 健康保険給付実務講座 [3時間 × 2回]
- 年金シニアライフセミナー [3時間]



社会保険委員会との共同事業

● 社会保険委員等研修会の共同開催

年金委員や、健康保険委員の皆様を中心とした「社会保険委員等研修会」を県内3か所で開催しています。

● 社会保険委員の皆様に情報誌の送付

年金委員(職域)・健康保険委員の諸活動に役立つような月刊誌「社会保険」を毎月お送りしています。

全国社会保険協会連合会との共同事業

会員事業所の皆様には、かんぼの宿、ホテル、スキー場、ゴルフ場、レンタカー等が優待料金でご利用いただけます。

宿泊施設等

- かんぼの宿《全国50施設》
- 船員保険会《宮城県ほか4施設》
- ホテル法華クラブ《全国19施設》
- HMIホテルグループ《全国53施設》
- 湯快リゾート株式会社《全国29施設》
- 高輪・品川プリンスホテル《東京都4施設》
- プリンスホテル優待プラン《全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場など》
- ダイワロイヤルホテルズ(大和リゾート株式会社)《全国27施設》
- その他…宿泊施設《青森県・奈良県ほか7施設》、日帰り施設《新潟県10施設》



※ご利用には「施設利用会員証」が必要です。当協会ホームページ助成事業から「施設利用会員証申込書」をダウンロードし、返信用封筒を同封してお申し込みください。

タイムズカーレンタル

全国のタイムズカーレンタルが、インターネット予約で25%オフでご利用いただけます。



健康づくり・体力づくりのための支援事業

●「ソフトボール大会」の開催

会員事業所の皆様の親睦を図るとともに、事業所間の協力連携を図ることを目的に、益田地区と浜田地区において開催しています。

浜田会場 2019年 6月 9日(日)

石見海浜公園 グラウンド

益田会場 2019年 7月21日(日)

久々茂コミュニティ広場



●プール、ジム、ボウリング等の利用料金助成

会員事業所の被保険者・被扶養者の皆様の体力づくりを応援し、ひいては健康な体づくりを支援いたします。

プール、ジム《松江、出雲、浜田の4施設》

ボウリング、スキー、スケート《対象施設は調整中》



●海の家や山の家、温泉施設の利用料金助成

会員事業所の被保険者・被扶養者の皆様の健康づくり・体力づくりを応援する利用料金の助成。

海の家 ※開設予定:7月13日～8月31日

- 休憩料の補助(対象施設は調整中)
- 宿泊料の補助(対象施設は調整中)



山の家 ※各施設毎に、開設期間及び助成額等が異なります。

- 宿泊料の補助(対象施設は調整中)



温泉施設の利用料金助成

※助成期間は2019年12月1日から2020年2月28日まで

- 入浴料の補助(対象施設は調整中)



健康づくりDVDを貸し出します

各事業所における研修会・講演会での利用、被保険者の皆様の家庭における健康づくりに活用していただけるDVDを貸し出しています。詳しくはホームページの「健康づくり事業」をご覧ください。(往復分の送料を含め無料です。)

一度の貸出は3本程度とし、ご利用期間は2週間以内でお願いします。



●社内研修用 ～職場の皆様でご利用ください～

- メタボ解消! 10分間のエクササイズ
- 禁煙成功への道～あなたと、あなたの大切な人のため～
- 大笑い健康プログラム(第1笑～第3笑)
- 健康診断を受けて良かった～特定健診、がん検診～
- はじめてのウォーキング&ジョギング
- 貯筋運動プラス

などなど17タイトル用意しています。

●個人視聴用

※個人が家庭で視聴することを目的としています。

- ためしてガッテン「がん」「糖尿病・脳卒中」
- 「ギックリ腰・ひざ痛」「メタボリック」
- うつ病～団塊の世代のうつ病対策～
- 「高血圧、腰痛、ひざ痛」対策

などなど19タイトル用意しています。

2019年度 事業予定のお知らせ

その1

島根県社会保険協会

	社会保険制度の趣旨普及事業			健康づくりDVD無料貸し出し	社会保険委員 (健康保険委員・年金委員) 活動の支援	
	「社会保険しまね」 の作成・送付	「社会保険の 事務手続」の 作成・送付	事業所における 社会保険実務の 講座等を開設			社会保険委員等を 対象
	会員事業所へ 送付	申し込まれた 会員事業所へ送付	会員事業所が対象			
2019						
4月						
5月	5月号発行	● 申込ハガキを受付のうえ、必要部数を作成。 ● 5月号の社会保険しまねに同封して事業所に送付。				
6月						
7月	7月号発行			① 社会保険事務 初任者講座 (3時間×3回)		
8月				② 年金給付 実務講座 (3時間)		
9月	9月号発行					
10月						
11月	11月号発行		「社会保険実務基礎講座」 (会場は調整中)			
12月						
2020						
1月	1月号発行					
2月						
3月	3月号発行					

年間を通して、会員事業所様からの申し込みに対応しています。(新作も随時追加)

● 社会保険委員設置事業所には「月間社会保険」誌を毎月送付。(会員外事業所への送付は別途協議中)
● 毎年、「社会保険委員等研修会」を協会けんぽ・年金機構と社会保険委員会が共催し、この事業を支援

2019年度 事業予定のお知らせ

その2

島根県社会保険協会

	ソフトボール大会の開催	福利厚生事業		全国社会保険協会連合会との共同事業	
		夏期助成事業	冬期助成事業	レンタカーの割引	ホテル、ゴルフスキー等の契約施設利用優待
		会員事業所が対象	会員事業所へ利用券を送付	会員事業所へ利用券を送付	会員事業所が対象
2019 4月		プール・ジム(旧年度分)			
5月					
6月	浜田地区 6月9日予定				
7月	益田地区 7月17日予定	プール・ジム(新年度開始)			
8月		海の家 山の家			
9月			山の家の一部は1月初旬まで		
10月					
11月					
12月					
2020 1月					
2月					
3月					

タイムズカーレンタルが、インターネット予約で25%オフでご利用いただけます。
(利用方法は、当協会ホームページの「お知らせ」に掲載。)

かんぼの宿、ホテル、アミューズメント施設
ゴルフ場、スキー場などが優待料金でご利用いただけます。
(利用には「施設利用会員証」が必要です。会員証の申込利用方法は、当協会ホームページの「助成事業」に掲載)

↑
●ポウリング利用
●スケート利用
●スキーリフト利用
●温泉入浴の
利用料を助成
↓

ご注意：事業予定は、2019年度予算(案)段階で作成しています。予算決定後に一部修正がありますことをご留意ください。